



令和 8年 3月 17日

資料提供先：倉吉記者クラブ

「渇水対応タイムライン」の運用を開始

～天神川水系の渇水被害を最小限にとどめるための行動計画を策定しました～

天神川渇水調整協議会（以下「協議会」という）では、渇水への備えとして「天神川渇水調整協議会 渇水対応タイムライン」（以下「タイムライン」という）の策定に取り組み、協議会において承認が得られたため、4月1日より運用を開始することになりました。

このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「小田水位観測所地点流量」に応じて各機関の対策、行動などを体系化したものとなっています。各機関の取り組みを共有することで連携を強化し、より効率的で実効性のある渇水対策を目指します。

なお、実際に取水制限実施の可能性が見込まれる場合には、タイムラインに沿って、協議会を開催し、具体的な対応等について話し合いを行います。

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局

倉吉河川国道事務所

TEL (0858) 26-6221 (代表)

副所長(河川) 道盛 万誉 (みちもり かずよし)

【担当】 河川管理課長 河口 幸広 (かわぐち ゆきひろ)



天神川渇水調整協議会 渇水対応タイムライン

事前渇水行動計画(天神川水系)

小田水位観測所 地点 日平均流量 ※注2	渇水の状況	調整の目安	河川管理者	利水者			
				かんがい用水		水道用水	雑用水
				(慣行)	(許可)	(許可)	(許可)
概ね 2m ³ /s 以上	↓ 渇水発生前	▼ 渇水調整協議会 (定例開催(体制確認ほか)) (毎年度第1四半期を目安とする) ▼ 渇水調整の事前予告 (日平均2m ³ /s程度)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認	【適正な施設管理】 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	
			【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集 ◇渇水調整の事前予告(発信) ◇WEBサイトへの渇水情報掲載	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集 ◇水資源や節水に関する広報 ◇渇水調整の事前予告(受信)	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集 ◇水資源や節水に関する広報 ◇渇水調整の事前予告(受信)	【事前行動・情報収集】 ◇気象情報などの収集	
概ね 2m ³ /s 未満 ～ 1m ³ /s 以上	↓ 自主節水期	▼ 渇水調整協議会(幹事会) ※取水制限実施について 事前情報共有 ▼ 渇水調整協議会(第1回) ※取水制限実施について協議	【適正な河川管理・情報発信】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇WEBサイトへの渇水情報掲載	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供・節水の呼びかけ		
				【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇渇水調整協議会への参加
				【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇番水・節水の地域間調整・実施	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)
1m ³ /s 未満 ～ 0.5m ³ /s 以上	↓ 渇水調整期		【適正な河川管理・情報発信】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇渇水調整協議会(幹事会)の招集・開催 ◇WEBサイトへの渇水情報掲載 ◇渇水状況広報、記者発表 ◇取水制限時の連絡網の構築 ◇渇水調整協議会の招集・開催	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水の呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水の呼びかけ		
				【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	
				【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築 ◇番水・節水の地域間調整・実施	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築
0.5m ³ /s 未満	↓ 異常渇水期	▼ 渇水調整協議会(幹事会)(第N回) ▼ 渇水調整協議会(第N回) ※取水制限強化について随時協議	【適正な河川管理・情報発信】 ◇渇水対策支部の立ち上げ ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇被害情報等の収集 ◇取水制限後の取水量確認 ◇WEBサイトへの渇水情報掲載 ◇渇水状況広報、記者発表 ◇慣行水利権者への節水呼びかけ (市町対応含む) ◇渇水調整協議会の招集・開催	【渇水対策強化】 ◇かんがい用水 番水・節水 ◇利水者への節水呼びかけ等強化 ◇利水者との調整強化 ◇バルブ・ゲート調節強化	【渇水対策強化】 ◇かんがい用水 取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等強化 ◇利水者との調整強化 ◇バルブ・ゲート調節強化	【渇水対策強化】 ◇水道用水 取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等強化 ◇利水者との調整強化	
				【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集

注1) 上記の数値や渇水の状況については、これまで渇水調整を要した履歴のない天神川水系において初期設定であり、実績に応じ随時追加・見直すものとする。
 注2) このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「小田水位観測所地点の日平均流量」に応じて想定される対策・行動を示したものである。
 注3) 各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変更できることとするが、基本的にはこのタイムラインに基づき各機関が行動することとする。
 注4) かんがい用水の渇水対策については、慣行水利権者と許可水利権者の対応を分けて示しているが、慣行水利権者も施設状況等に応じ、許可水利権者の対応に準じて実施することが望ましい。
 注5) 取水制限についてはあくまで目安であり、詳細な制限内容については渇水調整協議会において決定することとする。

天神川渇水調整協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、天神川渇水調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、天神川の水利用に関する情報連絡を密に行うとともに、渇水時には渇水被害の軽減のため、広報活動及び関係水利使用者間の連絡・調整を実施することにより、適切な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) 河川の状況に関する事項。
- (2) 水利用の実態に関する事項。
- (3) 水利用の調整に関する事項。
- (4) 広報活動に関する事項。
- (5) 水利用上の水質の維持に関する事項。
- (6) その他水利用に関する必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができる。

- 2 協議会には、会長を置き、国土交通省倉吉河川国道事務所長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第5条 協議会は、原則として年一回定例会議を開催するものとし、会長はその議長となる。

- 2 その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合にも随時開催できるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会には幹事会を置き、別表に掲げる幹事によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができる。

- 2 幹事会は、協議会から付託された事項の推進を図り、その結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、国土交通省倉吉河川国道事務所副所長（河川担当）がこれにあたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を行うため、国土交通省倉吉河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、第5条の会議において、委員の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この規約は、平成10年9月1日から施行する。

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

この規約は、令和 8年4月1日から施行する。

協議会名簿

機関名 (担当部局)	委員	幹事	所在地
国土交通省倉吉河川国道事務所 (河川管理課)	事務所長	副所長 (河川担当)	〒682-0018 倉吉市福庭町一丁目18番地 TEL0858-26-6221
鳥取県農林水産部農業振興局 (農地・水保全課)	農地・水保全課長	農地・水保全課 参事	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 TEL0857-26-7338
鳥取県県土整備部河川港湾局 (河川課)	河川課長	河川課 課長補佐	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 TEL0857-26-7375
鳥取県中部総合事務所農林局 (地域整備課)	農林局長	地域整備課長	〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 TEL0858-23-3167
鳥取県中部総合事務所県土整備局 (維持管理課)	県土整備局長	維持管理課長	〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 TEL0858-23-3216
鳥取県企業局 (工務課)	工務課長	工務課 課長補佐	〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 TEL0857-26-7447
倉吉市 (地域整備課)	市長	地域整備課長	〒682-8611 倉吉市葵町722 TEL0858-22-8111
倉吉市 (上下水道局)		工務課長	〒682-8611 倉吉市葵町722 TEL0858-27-0636
三朝町 (農林課)	町長	農林課長	〒682-0121 三朝町大瀬999-2 TEL0858-43-1111
三朝町 (建設水道課)		建設水道課長	
湯梨浜町 (産業振興課・建設水道課)	町長	産業振興課長	〒689-0723 湯梨浜町大字久留19-1 TEL0858-35-5312
北栄町 (産業振興課)	町長	産業振興課長	〒689-2111 北栄町土下112 TEL0858-36-3111
鳥取中部ふるさと広域連合 (環境課)	広域連合長	環境課長	〒689-2111 北栄町土下112 TEL0858-36-1022
中国電力株式会社 (東部水力センター)	所長	鳥取土木課長	〒680-0812 鳥取市新品治町1番地2 TEL050-8202-8030
北条砂丘土地改良区	理事長	理事長	〒689-2105 北栄町下神1108-1 TEL0858-36-2004
羽合土地改良区	理事長	理事長	〒682-0723 湯梨浜町久留19-1 TEL0858-35-2103
北条水系土地改良区	理事長	理事長	〒689-2111 北栄町土下112 TEL0858-36-2034
大鴨土地改良区	理事長	理事長	〒682-0934 倉吉市上古川215番地3 TEL0858-28-2603
上大口土地改良区	理事長	理事長	〒682-0006 倉吉市井手畑13番地 TEL0858-33-4950
大原土地改良区	理事長	理事長	〒682-0946 倉吉市横田1021番地1 TEL0858-27-0056
天神野土地改良区	理事長	理事長	〒682-0934 倉吉市上古川52番地1 TEL0858-28-1652
久米土地改良区	理事長	理事長	〒682-0946 倉吉市横田1021番地1 TEL0858-27-0056
関金土地改良区	理事長	理事長	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1560番地1 TEL0858-45-3195
天神川漁業協同組合	組合長	理事	〒682-0851 倉吉市西倉吉町7-11 TEL0858-28-1011